

答弁書第一号

内閣参質一〇四第一号

昭和六十一年一月十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員黒柳明君提出衆議院議員の定数に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出衆議院議員の定数に関する質問に対する答弁書

一について

現行の衆議院議員の定数配分規定については、昭和六十年七月十七日の最高裁判所の判決において、違憲と判示されたところであり、その一日も早い是正が必要とされている。

第百三回国会においては、議員提出に係る二つの定数は正法案について鋭意審議が行われたところであるが、いずれも審議未了となり、衆議院議員の定数は正が実現しなかったことは誠に遺憾である。

二から四までについて

第百三回国会において、衆議院議員の定数は正について、衆議院議長見解が示され、また、衆議院本会議の決議がなされたところであり、その趣旨に沿って、今後、各党間の協議が進め

られるものと考えている。お尋ねの第三者機関の設置及び二人区の問題については、定数は正の実現に向けての検討の一環として各党間において十分論議していただきたいと考えている。

各党間の協議を踏まえ、今国会においては、衆議院議員の定数は正が実現することを強く念願しており、政府としても最大限努力してまいりる所存である。

五について

小選挙区とは、一選挙区から一人を選出するものをいい、二人区は小選挙区ではないと考える。